

[別添書類]

業務及び財産の状況に関する説明書類

第43期 2023年4月1日から2023年6月30日まで

2023年8月29日提出

監査法人名 保森監査法人

所在地 東京都千代田区神田駿河台
二丁目9番地

代表者 山崎貴史

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 監査法人の目的

- ① 財務書類の監査又は証明業務
- ② 株式公開支援業務
- ③ 内部監査支援業務
- ④ 内部統制構築支援業務
- ⑤ 前各号に附帯又は関連する一切の業務

(2) 監査法人の沿革

- ① 保森 登を中心に社員数6名、出資総額1,800万円をもって昭和57年2月4日発足した。
- ② 昭和57年10月14日をもって主たる事務所の設置場所を従来の東京都中央区より東京都港区に変更し、昭和57年9月28日に許可を受けた。
- ③ 平成19年2月9日に定款第1条の目的を変更した。
- ④ 令和4年8月1日をもって、名称を保森監査法人に変更し、事務所を東京都千代田区に移転した。
- ⑤ 令和5年6月30日に定款第11条の会計年度の決算月を3月から6月に変更した。

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

無限責任監査法人

3. 業務の内容

(1) 業務概要

3月決算から6月決算に変更したため、3ヶ月の会計期間となりますが、当期の当法人の行った業務は主に監査証明業務であり、その事業収入は87,575千円でした。(対前期比は3ヶ月決算のため記載省略)

営業費用は86,040千円となり、事業利益は1,535千円、当期純利益が1,491千円となりました。(対前期比は3ヶ月決算のため記載省略)

(注) 損益計算書「給料手当」の内訳は次のとおり

社員分給料	9名	29,665千円	(対前期比は3ヶ月決算のため記載省略)
職員等給料	34名	37,514千円	
〃 賞与	2名	1,563千円	
小計		39,077千円	(対前期比は3ヶ月決算のため記載省略)
計		68,742千円	(対前期比は3ヶ月決算のため記載省略)

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項なし。

(3) 監査証明業務の状況

2023年6月30日現在

種 別	被 監 査 会 社 等 の 数	
	総 数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	13 社	12 社
② 金商法監査	0	0
③ 会社法監査	2	1
④ 学校法人監査	0	0
⑤ 労働組合監査	4	0
⑥ その他の法定監査	0	0
⑦ その他の任意監査	1	0
計	20	13

(4) 非監査証明業務の状況

区 分	対象会社等数	収 入 金 額
大会社等	1 社	1,050 千円
その他の会社等	0 社	－ 千円
その他	－	－

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

法人の運営における基本方針及び経営管理に関する事項は、社員会が決定し、包括代表社員がこれを統括している。また、常設の各委員会及び事務局がその実施に当たっている。

法令遵守については、監査マニュアル及び人事規程のほか、上記組織が必要に応じて措置を講じている。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

① 独立性の保持のための方針の策定

独立性の保持については、監査マニュアル及び人事規程に定めている。これらに基づいて監査実施者に対する特別の利害関係の調査を行っている。また、インサイダー取引に関する法令遵守の誓約書の徴求などを定期的実施することとしている。金融商品取引法監査及び会社法監査（公認会計士法施行令第8条に規定する会社等を除く）について、業務執行社員等のローテーションを監査マニュアル及び細則に規定しているほか、監査業務の主要な担当者の適宜の交替についても規定し、独立性の維持をはかっている。

なお、ローテーションは具体的には「業務執行社員及び審査担当社員ともに7会計期間以内とし、交替後以下の会計期間以上（インターバル期間）を経過するまで当該監査対象会社の業務執行社員及び審査担当社員とならないものとする。」と規定されている。

筆頭社員 5 会計期間、審査担当社員 3 会計期間、
その他の業務執行社員 2 会計期間

② 監査契約の新規の締結及び更新

監査契約の新規の締結及び更新については、監査マニュアルにおいてその手続を規定し、社員会（審議会）の決議により行っている。

③ 監査実施者の採用、教育、訓練、評価及び選任

(イ) 監査実施者の採用は「人事規程」に従って行っている。なお、常勤補助者と非常勤補助者の採用及び人事上の処遇はそれぞれの定めに従って行っている。

(ロ) 監査実施者の教育及び訓練は、研修委員が担当し、監査マニュアル及び人事規程の方針に従って法人全体の研修会及び小集団研修会の開催、新人に対するOJTによる研修を行うなど、監査実施者能力及び適正の維持向上を図っている。また、人事規程に基づき、CPEの履修結果の管理を行っている。

(研修の実施状況)

2023年4月～6月の研修は実施していない。

なお、2022年8月～2023年3月までの研修は以下のとおりである。

実施年月日	研修名	定期・不定期の別	対象者	参加人数	内容
2022. 8. 20	2022年度 第1回小集団 研修会	定期	社員及び 補助者	13人	監査計画から監査意見の表明まで(1年間を通じて監査業務の流れを理解する)
2022. 9. 17	2022年度 第1回全体 研修会	定期	社員及び 補助者全員	30人	1. IFRS (収益認識) 2. 品質管理 3. 監査業務等 4. 不正事例研究
2022. 10. 15	2022年度 第2回小集団 研修会	定期	社員及び 補助者	18人	1. グループ通算制度 2. 企業会計基準公開草案第71号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準(案)」等の公表
2022. 11. 19	2022年度 第3回小集団 研修会	定期	社員及び 補助者	16人	監査事例研究 ～監査業務の品質改善にむけて～
2022. 12. 17	2022年度 第4回小集団 研修会	定期	社員及び 補助者	18人	会計士が最低限押さえておきたいIPO関連基礎知識 ～最近のIPO動向を交え～
2023. 1. 14	2022年度 第5回小集団 研修会	定期	社員及び 補助者	19人	監査事例研究 ～実証手続・監査証拠等～
2023. 2. 18	2022年度 第6回小集団 研修会	定期	社員及び 補助者	18人	KAMの検討
2023. 3. 25	2022年度 第2回全体 研修会	定期	社員及び 補助者全員	33人	1. IFRS 来期から適用される会計基準 2. 不正事例研究 3. 品質管理

(ハ) 監査実施者に対する評価は、監査マニュアル及び人事規程に従い、年1回各社員が分担して実施し、社員会で各監査実施者の評価を決定している。その結果を各監査実施者に通知し、評価を担当した社員が面談を行い監査チーム編成の参考にしている。社員の報酬の決定については、社員評価規程に基づき各社員の評価を年1回実施している。

④ 業務の実施

(イ) 監査チームにおいて監査意見に影響を及ぼす判断のつかない会計処理（開示を含む）等については品質管理委員会で討議し判断するが、判断がつかない場合は社員会で討議し判断する。社員会でも判断がつかなければ外部の専門家（有識者）の意見を求める等の判断を社員会で決定する。なお、当期における専門家の利用の実績はない。

(ロ) 監査上の判断の相違の解決は、品質管理委員会で討議し判断するが、判断がつかない場合は社員会で討議し判断する。社員会でも判断がつかなければ外部の専門家（有識者）の意見を求める等の判断を社員会で決定する。当期における重要な判断の不一致はない。

(ハ) 監査業務の審査

審査はすべての監査証明を対象とし、監査マニュアルに具体的な手続を規定している。なお、審査の手順は業務執行社員及び主査による査閲、審査担当社員による審査及び審議会への報告、審議、承認という順序で行われる。

⑤ 品質管理システムの監視

品質管理システムの監視については、監査マニュアルに規定されている。品質管理・全般業務に関する責任者は包括代表社員であり、検証担当者は、社員会及び包括代表社員から独立して事務所の品質管理業務の監視、社員会への報告などを行う旨及び具体的な品質管理体制の整備運用は、品質管理委員会が行う旨を規定している。品質管理業務の体系は、全般的事項の品質管理と監査業務の監視に区分され、それぞれについて監視及び検証を行っている。監視及び検証担当者による結果は、包括代表社員に報告され、不備があった場合は品質管理委員会が問題点の分析を行い、改善案を提出し、社員会に附議する旨規定されている。

(監査業務の定期的検証の状況)

(1) 個別監査業務の検証

項目	内容
検証担当責任者	包括代表社員
検証担当者数	8名(各審査担当社員)
検証範囲及びその決定方法	金商法・会社法, 会社法の各監査について、全ての会社を対象としている。
検証実施件数	13件
検証方法	審査担当社員が監査業務の実施状況の検討表を作成し、品質管理委員長に提出する。品質管理委員長は査閲のあと包括代表社員に提出する。
重点検証項目	監査調書の整備状況、監査結果の総括と監査意見形成に至るまでの諸書類の整備状況等について、チェックリスト(点検表)に基づき検証する。
検証結果概要	特に問題となった事項なし。

(2) 品質管理システムの運用状況の検証

項目	内容
検証担当責任者	包括代表社員
検証担当者数	4名
検証範囲及びその決定方法	事務所全体 検証範囲は事務所全体の品質管理システム及び個別の監査業務とし、個別監査業務については、年間3~5社程度を循環的に選定している。
検証実施件数	事務所全体の品質管理システムの検証 1件 個別の監査業務の定期的検証 4件
検証方法	(事務所全体の品質管理システムの検証) チェックリストに基づき実施し、その結果を包括代表社員に報告する。 (個別の監査業務の定期的な検証) 個別の監査業務の中から対象を抽出し、チェックリストに基づき実施する。その結果は業務執行社員に通知され、必要な対応措置をとる。これらは、包括代表社員に報告される。

重点 検 証 項 目	<p>(事務所全体の品質管理システムの検証) 監査従事者の適格性、品質管理システムの妥当性</p> <p>(個別の監査業務の定期的な検証)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査業務の開始から監査報告書の作成までの業務の実施のルールへの適合 ・ 「監査上の主要な検討事項」の検討結果
検 証 結 果 概 要	特に問題となった事項なし。

- (3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼす公認会計士である社員以外の者は存在しない。

- (4) 直近において公認会計士法第46条の9の2第1項の規定による協会の調査(品質管理レビュー)を受けた年月

2022年12月5日～9日(改善状況の確認)

- (5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

包括代表社員 山崎貴史は、業務の品質管理の方針の策定及びその実施に関する措置(施行規則第25条第2号ロに基づく措置)が適正であることを確認した。

5. 他の公認会計士(大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。)又は監査法人との業務上の提携に関する事項

- (1) 提携を行う他の公認会計士の氏名又は監査法人の名称

該当事項なし。

- (2) 提携を開始した年月

該当事項なし。

- (3) 提携上の提携の内容

該当事項なし。

6. 外国監査事務所等(外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者)との業務上の提携に関する事項

(1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

該当事項なし。

(2) 提携を開始した年月

該当事項なし。

(3) 業務上の提携の内容

該当事項なし。

(4) ネットワーク及びその取り決めの概要

該当事項なし。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
9人	0人	9人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

重要な事項の意思決定は、社員全員で構成する合議体である社員会で行う。

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士で ある使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
保森監査法人	東京都千代田区 神田駿河台二丁目 9番地	9人	0人	9人	29人

四. 監査法人の組織の概要

別紙参照

五. 財産の概況

1. 売上高の総額

第 43 期（2023 年 4 月 1 日～2023 年 6 月 30 日）は、決算期変更のため 3 ヶ月決算となっている。

（単位：千円）

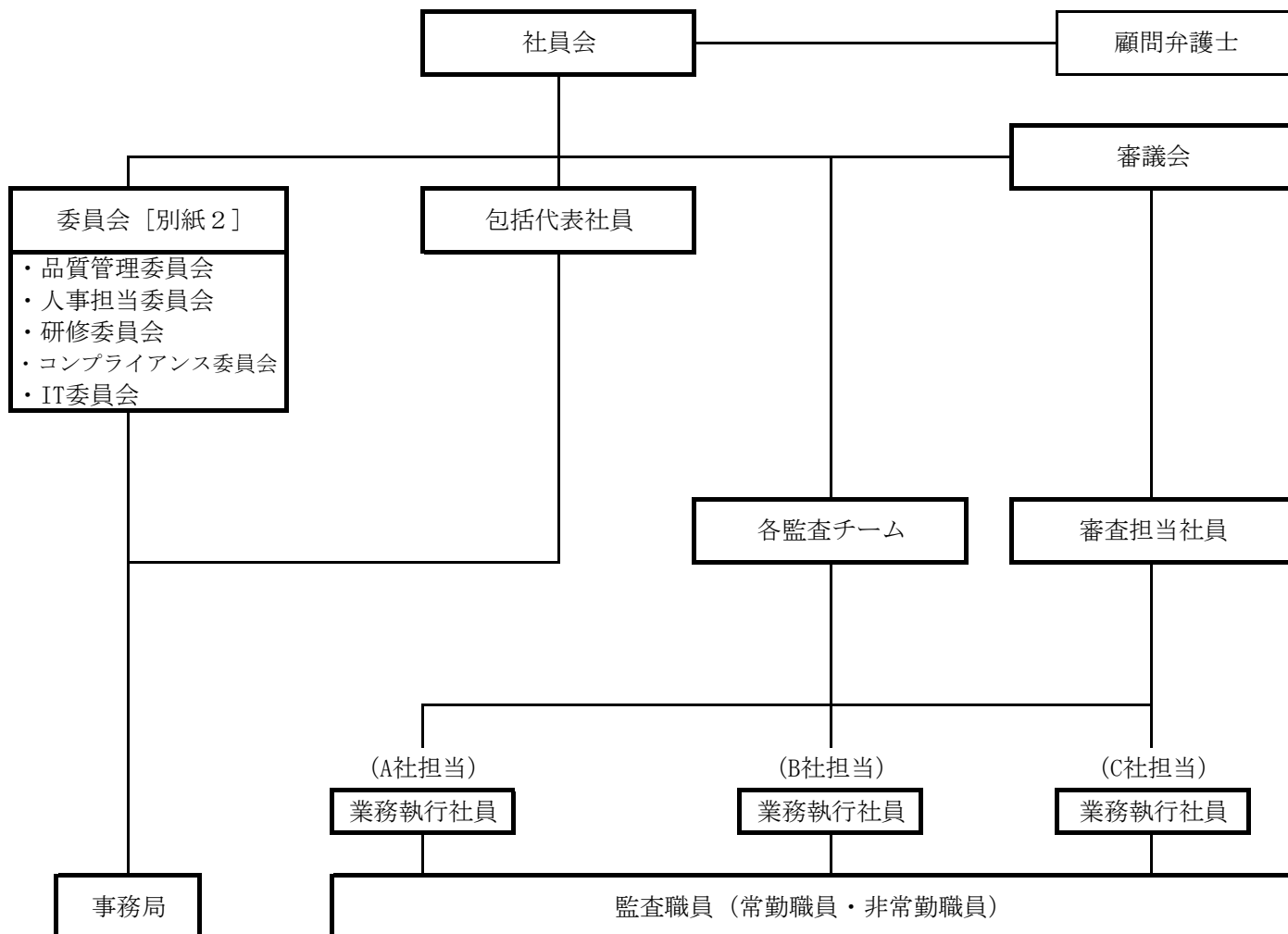
	第 42 期事業年度 2022 年 4 月 1 日～ 2023 年 3 月 31 日	第 43 期事業年度 2023 年 4 月 1 日～ 2023 年 6 月 30 日
売上高		
監査証明業務	402,317	86,525
非監査証明業務	8,020	1,050
合 計	410,337	87,575

六. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

アトムクス株式会社	協栄産業株式会社
株式会社 G S I クレオス	大井電気株式会社
大日精化工業株式会社	株式会社リボミック
株式会社エフ・シー・シー	株式会社創健社
株式会社放電精密加工研究所	有機合成薬品工業株式会社
ヘリオス テクノ ホールディング株式会社	株式会社ロッテファイナンシャル
日本出版貿易株式会社	

[別紙1]

保森監査法人組織図



委員業務分担表

名 称	社 員	備 考
品質管理委員会	6 名	委員長：稲葉喜子 委 員：小松華恵、荒川竜太、 二木健一、広部岳彦、 上原敏子
人事担当委員会	2 名	小林 讓、町井 徹
研修委員会	2 名	小松華恵、荒川竜太
コンプライアンス委員会	2 名	小林 讓、奥村達也
IT 委員会	2 名	笹部秀樹、広部岳彦